

諮問番号：諮問第 322 号

答申番号：答申第 322 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市早良福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 転居費用が支給される条件の中の「18. 犯罪等により被害を受け、（中略）新たに借家等に転居する必要がある」と認められたが、後に「移送費が必要最小限度だから」という理由で「隣接都市かつ現住居よりも家賃と生活扶助が安い物件でなければ転居費用は支給しない」と独自の要件で福祉事務所に転居先を制限された。
- (2) 実施要領や「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）、裁決などの根拠を聞いても「根拠はないが上司との協議の結果」「就職のためか転居先に身寄りがいるなどの具体的な理由が必要」と言われ、どちらにせよ却下通知書がないと審査請求ができないのに「一回一回、文書で回答してたら仕事が成り立たない」「住宅扶助交付申請書を出す前にケース診断会議を行い、そこで却下の場合は却下通知書は出さない」と言われ、頑なに住宅扶助交付申請書を出させない対応をされたので統括に電話し統括からケースワーカーに連絡してもらおうと急に態度が変わり、そこでやっと申請書を受け付けますと言われたが、「近隣市町村への転居でも十分目的の達成が見込めることから、認めることができません」との独自の要件で却下されたので審査請求する。
- (3) 不適切な処分だと判断する根拠は 3 つあり、まず 1 つめが移送費と住宅費は記載されている項目が違うことである。個別に判断されなくてはならず、住宅費の欄に

「転居に必要な最小限度の額」との記載はないので、「移送費が最小限度なので隣接都市かつ現住居より家賃と生活扶助が安い物件でなければ認められない」との主張は不適切である。2つめの根拠である問答集問7-103にも最低限度との記載はなく、3つめの根拠は、日本国憲法第22条の居住、移転及び職業選択の自由である。

- (4) 現住居は、隣室、階下、隣家の騒音がひどく管理会社に連絡しても改善されず夜中に目覚めるほどストレスなのに現住居より家賃が安い物件だとより劣悪な環境になり病状が悪化する可能性が高い。住宅扶助の金額が上がると遮音性の高い鉄筋なども視野に入るため体調の回復や自立の助長に寄与する可能性が上がる。そのため現住居よりも住宅扶助の高い地区への転居を希望しているのに転出前の住宅扶助と生活扶助より安い物件でないと許可しないのは不適切であり、例えば、最安の地区、物件に居住している者は事実上、転居することができないということになる。

そのため「審査請求に係る処分の内容」記載のとおり決定を取り消すとの裁決を求める。

2 審査庁の主張の要旨

本件申請に係る住宅扶助を支給しないとした処分庁の判断については、法令及び関係通知等に基づき適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、A市B区（県外）への転居費用の交付を認めないとした処分庁の判断に違法又は不当な点がないかということにあるので、以下判断する。

1 本件処分の違法性又は不当性

転居に伴う敷金等の支給につき、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7の4の(1)の力は、「被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、才に定める特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するとき」には、所定の額を保護費として認定することができる旨を定めている。

そして、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の問30の答は、上記にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」とは、同答各号のいずれかに該当する場合で、敷金等を必要とするときに限られる旨を定めているところ、審査

請求人は、住宅扶助の交付申請（以下「本件申請」という。）に係る転居は同答の 11 の「居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって、明らかに居住にたえないと認められる場合」、12 の「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合（中略）であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」及び 18 の「犯罪等により被害を受け、（中略）生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する必要がある場合」に該当するものであることから、A市B区への転居費用を支給しないとした処分庁の判断は誤りである旨主張しているものと解される。

この点につき、処分庁は、当該転居の目的は、県内の近隣市町村に転居することによっても達成することが可能であり、審査請求人をA市B区に転居させる必要性は認められないと判断しているところ、審理関係人から提出された証拠等に照らしても、審査請求人を同地域に転居させることにつき、真にやむを得ない事情等は認められず、処分庁の判断に不合理な点は認められない。

よって、本件申請に係る住宅扶助費を支給しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

3 その他

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 8 年 7 月 2 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 8 年 8 月 6 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

- 1 問答集問 7－103 の答において、真にやむを得ない事情が認められ他県へ転出させる必要があるときは、家賃、敷金とも転出先の県における限度額の範囲内で必要な額を認定して差し支えない旨が規定されており、他県への転居については、真にやむを得ない事情が認められる場合で、他県へ転出させる必要があると認められる場合に限

り、転居費用を支給できるものと解される。

- 2 審査請求人は、本件申請に係る転居は課長通知第7の問30の答の11、12及び18に該当するものであることから、A市B区への転居費用を支給しないとした処分庁の判断は誤りである旨を主張している。

しかしながら、審査請求人の主張をみても、他県であるA市B区に転出させることについて、その必要性は認められない。

よって、本件申請に係る住宅扶助費を支給しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

- 3 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で、本件処分は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小 原 清 信

委員 鶴 利 絵

委員 谷 本 拓 也